

# 市民税・県民税の申告相談会(要予約)

問合せ

税務課市民税担当(内線)127

申告相談会では、市・県民税の申告相談の他、所得税の確定申告のうち簡易なものの相談を事前予約制にて行います。

## 予約方法

市ホームページ「令和6年度市民税・県民税申告相談会の予約」からお願いします。

なお、予約受付は3月14日(木)までです。

※インターネット予約が難しい場合、電話受付しますのでお問合せください。



市ホームページ

## 申告相談会の日程

期間	2月16日(金)～3月15日(金) 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日は休み)
場所	市役所西棟2階第3・4会議室



※期間中は、税務課での申告相談はご遠慮願います。

※確定申告の相談内容は所得税のみで、贈与税等の相談は行っていません。

## ～市の申告相談会でお受けできない相談～

- 事業所得、農業所得または不動産所得のあるかたで、「収支内訳書」を作成していないかた
- 令和4年分以前の確定申告をするかた
- 青色申告をするかた
- 還付申告をするかたで、源泉徴収票のないかた
- 住宅借入金等特別控除の申告をするかた(ただし、2年目以降で、税務署から送られてきた証明書をお持ちのかたは除く)
- 住宅耐震改修特別控除の申告をするかた
- 分離課税の申告をするかた(土地・建物・株式等の譲渡、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、山林所得、退職所得など)
- 総合譲渡所得の申告をするかた
- 仮想通貨取引のあるかた
- 外国税額控除のあるかた
- 雑損控除のあるかた

## 必要なもの

必要なもの	補足
市・県民税申告書、添付書類台紙	市・県民税申告書が税務課から送られてきたかたのみ
申告者のマイナンバー確認書類	マイナンバーカード(裏面)・通知カード・マイナンバー記載の住民票のいずれかの原本または写し
申請者の本人確認書類	マイナンバーカード(表面)・運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・障害者手帳・在留カード等のいずれかの原本または写し
配偶者、扶養親族の個人番号等が確認できるもの	控除対象者または同一生計配偶者のマイナンバー・生年月日・住所が分かるもの ※写しの提出は不要です。
令和5年中の所得の分かるもの	源泉徴収票、支払調書、事業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書など ※源泉徴収票を受け取っていない場合や紛失の場合は、支払者にお問い合わせください。
控除を受けるもの	生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料の領収書・証明書、学生証、障害者手帳、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
確定申告のお知らせはがき	税務署から「確定申告のお知らせはがき」が届いているかたのみ
利用者識別番号	所得税の申告をするかたのみ
口座がわかるもの	所得税の還付申告をするかたのみ

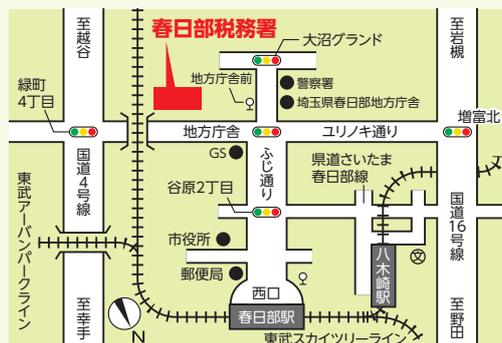
# 春日部税務署の所得税等の確定申告相談

問合せ 春日部税務署  
☎733-2111 (自動音声でご案内します)

期間 3月15日(金)まで  
時間 午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時)  
場所 春日部税務署(春日部市大沼2丁目12番地1)  
確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



国税庁LINE  
公式アカウント



# 確定申告に係る介護保険関係の控除証明

問合せ 長寿支援課介護保険担当 ☎768-3111 (内線) 145

## 障害者控除等対象者認定書

障害者手帳をお持ちでないかたでも、65歳以上の要介護の認定を受けているかたで、申請により身体障がい者などに準ずるとして認められた場合「障害者控除等対象者認定書」を発行します。要介護認定を受けているかたで、認定調査票や主治医意見書の記載内容に基づき一定の要件を満たす場合に証明が受けられます。介護保険被保険者証が必要です。

## おむつ代の医療費控除に係る「主治医意見書記載事項確認書」

要介護等の認定を受けていて、おむつ代の医療費控除が2年日以降のかたは、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、主治医意見書の項目が判定基準に該当する場合、市が発行する「主治医意見書記載事項確認書」でも対応できますので申請してください。なお、この申請には、前年に申告したことの分かる書類(確定申告書の控え、おむつ使用証明書の写しなど)が必要です。

※各証明書は市が保有する書類の関係上発行ができない場合があります。また、発行までに1週間程度を要します。

# 医療費控除・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受けるかたへ

問合せ 春日部税務署  
☎733-2111

医療費控除・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受けるかたは、①または②の書類の提出が必要です。

- ①医療費控除の明細書、保険組合が発行した医療費通知等
- ②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の明細書及び一定の取組みを明らかにする書類(健康診断・検査等の結果通知、予防接種の領収書等)

## ①の書類について(補足)

医療費控除を受ける場合に「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付しなければなりません\*、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記入を簡略化することができます。

また、領収書の提出は不要ですが、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、5年間保管する必要があります。

※医師の治療を受けているかたのおむつ代について医療費控除を受けるには、使用証明書等、医師等が発行した明細書の添付が必要です。ただし、医療費控除の明細書の欄外の余白などに①証明年月日②証明書の名称③証明者の名称(医療機関名など)を記入すれば添付は不要です。